

議第 31 号

令和 4 年 5 月 26 日提出

千原台高等学校におけるスクール・ミッションの策定について

令和 5 年度（2023 年度）以降の熊本市立千原台高等学校におけるスクール・ミッションを別紙のとおり定めたいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等により、高等学校の設置者においては、学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義することが求められていることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年度（2023年度）以降の
 熊本市立千原台高校におけるスクール・ミッション
 設置学科：情報ビジネス探究科・健康スポーツ探究科

1 スクール・ミッション（社会的役割等）

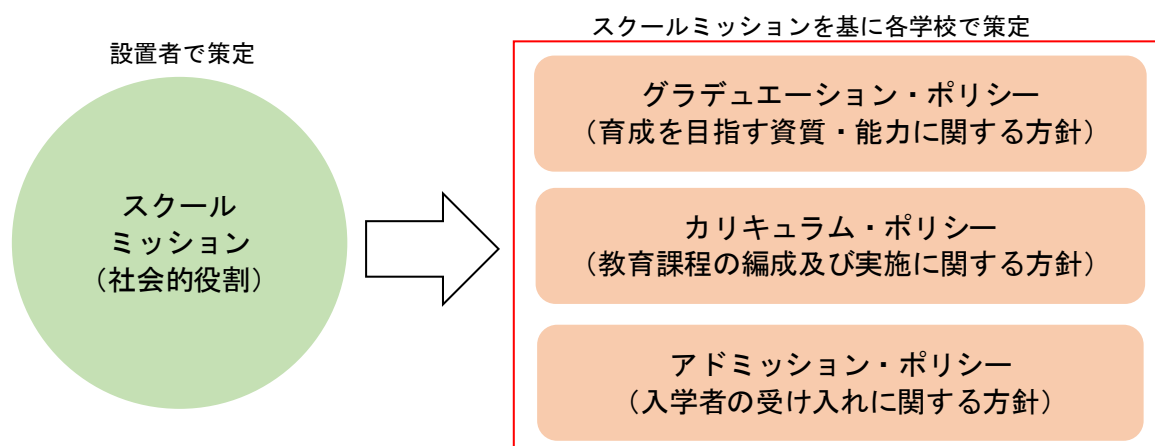
熊本市立高等学校・専門学校改革基本計画（千原台高等学校・総合ビジネス専門学校編）に基づき、以下のとおり定める。

熊本市教育振興基本計画に掲げる基本理念のもと、熊本市立の情報ビジネス探究科と健康スポーツ探究科を有する高校として、多様な価値観を尊重する態度や新たな価値を創造する意志を備え、情報・ビジネス・健康・スポーツに関する高い専門性を活かし、熊本市の未来を拓くリーダーを育成します。

そのため、社会に関する理解を深め、地域の課題や魅力を見出し、自己の興味関心に応じた学びを探究的に進めることを通して、生涯にわたって学び続ける力を育むことを目指します。

今後は、多様な生徒一人ひとりが充実した学びを得られるよう、市長事務部局、市立専門学校、大学、企業等と連携・協働し、PBL学習（課題解決型学習）や科学的トレーニング等の実践的・体験的学習を推進するほか、生徒が主体的に学校づくりに参画する機会の拡充に取り組みます。

2 スクール・ミッションとスクール・ポリシーの位置付け



3 関係通知等

(1) スクール・ミッション（社会的役割等）の再定義

令和3年3月31日付け2文科初第2124号通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」

第2 留意事項

1 高等学校に期待される社会的役割等の再定義及び三つの方針の策定・公表について

- (1) 各設置者においては、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる「スクール・ミッション」。）を再定義することが望まれること。（以下略）

(2) 「学校教育法施行規則」スクール・ポリシーの策定について

第103条の2

高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(3) 熊本市教育振興基本計画（令和2年7月策定）

○基本理念

「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」

(4) 熊本市立高等学校・専門学校改革基本計画（千原台高等学校・総合ビジネス専門学校編）（令和3年6月策定）

○改革の基本理念

「自ら考え、主体的に行動し、多様な人々と協働しながら、自らの人生とよりよい社会を創造する力を育てる学校へ改革する。」

○学校の特徴

- I 「市立ならではの」の特徴ある学校
- II 探究的な学びを推進し、社会と積極的にかかわっていく学校
- III 生徒が主体的に学校づくりに参画する学校

○千原台高等学校の教育理念

「情報やビジネス、スポーツに関する高い専門性を有するスペシャリストを育成する」